

新宿区障害者計画

(平成24年度～平成29年度)

第3期新宿区障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)



平成24年3月

新宿区

《SPコード》

本計画書には、本文ページに1辺が2センチ程度の2次元コード「SPコード」と、コード位置の認識のために切り込みを入れています。

これは、視覚障害者の方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用の読取機械をコードにあてることで、音声で文字情報が読み上げられます。

表紙の絵は、西村武士さん（新宿区新宿生活実習所）の作品です。



だれもがいきいきと暮らせる

まちづくりをめざして

新宿区は、平成 21 年度に新宿区障害者計画と第 2 期新宿区障害福祉計画を一体的に調和のとれた計画として策定し、住まいや日中活動の場などの地域生活を支える施策及び障害児に対する総合的な施策の充実、就労支援の体制の強化など、多様な障害者施策を計画的に推進してまいりました。

この間、国では、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者施策の抜本的な見直しの動きがありました。

平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、また、7 月には障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、障害者の定義や共生教育の配慮などの新たな視点が盛り込まれました。

さらに、障害者自立支援法に代わる新たなサービス提供体制について定める法律の制定に向けた動きも進んでおり、障害者を取り巻く社会情勢は大きく変化してまいります。

このような状況の変化を踏まえて、区は、平成 24 年度以降の障害者施策、障害福祉サービスの一層の充実を目指して、「新宿区障害者計画・第 3 期新宿区障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現」、「バリアフリー社会の実現」、「必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現」の 3 つの基本理念を掲げ、障害者が住み慣れた地域の中で安心して暮らしつつけることができるよう、だれもがいきいきと暮らせるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

この計画を策定するにあたりましては、新宿区障害者施策推進協議会のご意見や、パブリック・コメントにより寄せられた多くの皆様からのご意見を反映させています。

障害者ご本人をはじめ関係者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

最後に、本計画の推進に向け、区民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 24 (2012) 年 3 月

新宿区長

中山 弘子

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の推進体制	5
第2章 新宿区の障害者の現状	7
1 新宿区の障害者数	7
2 障害者調査の結果概要	16
第3章 計画の基本理念と基本目標	24
1 基本理念	24
2 基本目標	26
第2部 障害者施策の総合的展開(新宿区障害者計画)	29
第1章 障害者施策の体系	30
第2章 重点的な取り組み	32
第3章 施策の展開	34
基本目標 1 安心して地域生活が送れるための支援	34
個別目標 1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実	34
基本施策 1 地域で日常生活を継続するための支援	34
基本施策 2 サービスの質の向上のための支援	43
基本施策 3 地域ネットワークの構築	45
個別目標 2 地域生活への移行の推進	49
基本施策 1 地域生活移行への支援	49
基本施策 2 地域で生活するための基盤整備	52
個別目標 3 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援	57
基本施策 1 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援	57
基本目標 2 ライフステージに応じた成長と自立への支援	61
個別目標 1 障害等の早期発見と成長・発達への支援	61
基本施策 1 子どもの発達に即した支援の充実	61
基本施策 2 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実	64
個別目標 2 多様な就労支援	74
基本施策 1 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実	74
基本施策 2 安心して働き続けられるための支援	80
個別目標 3 社会活動の支援	81
基本施策 1 社会参加の充実	81

基本目標3 地域社会におけるバリアフリーの促進	83
個別目標1 こころのバリアフリーの促進	83
基本施策1 障害理解の促進	83
基本施策2 交流機会の拡大、充実による理解の促進	85
基本施策3 情報面のバリアフリーの促進	87
個別目標2 福祉のまちづくりの促進	89
基本施策1 人にやさしいまちづくり	89
基本施策2 人にやさしい建築物づくり	92

第3部 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策

(第3期新宿区障害福祉計画) 93

第1章 障害福祉計画の背景	94
1 障害者自立支援法について	94
2 障害者自立支援法の改正について	95
3 第3期新宿区障害福祉計画の策定	96
4 障害者自立支援法に基づくサービス内容	97
5 費用負担の考え方	101
第2章 サービス提供体制整備の基本的な考え方	102
第3章 第3期新宿区障害福祉計画の目標	103
第4章 サービス必要見込量、サービス提供体制確保の方策	107
第5章 新宿区における利用者負担と軽減措置	137
資料編	139
1 主な事業	140
2 新宿区障害者施策推進協議会及び新宿区障害者地域自立支援協議会	147
3 用語の説明	151
4 「新宿区内の障害者関連施設」マップ	158

・コラム「障害者基本法改正のポイント」	6
・コラム「精神障害者の範囲とは」	15
・コラム「障害者の権利に関する条約」	25
・トピックス「基幹相談支援センター」	36
・コラム「発達障害について」	37
・コラム「高次脳機能障害について」	37
・コラム「障害者自立支援ネットワーク事業」	48
・トピックス「『視覚・聴覚障害者支援事業』を開始します。」	53
・施設紹介「グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム」	55
・トピックス「『グループホーム』等が開設されます。」	55
・トピックス「『障害者入所支援施設』を新たに整備します。」	56
・コラム「災害時要援護者が安全に避難するために」	59
・コラム「新宿区が進める特別支援教育」	68
・施設紹介「新宿区立子ども総合センター発達支援コーナー （愛称あいあい）」	72
・施設紹介「公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター」	76
・トピックス「新しく『高田馬場福祉作業所』が開設します。」	77
・コラム「障害者の雇用～法定雇用率について～」	78
・コラム「障害者雇用に伴う経済負担を調整する 『障害者雇用納付金制度』」	78
・コラム「特例子会社制度について」	79
・コラム「障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展等」	86
・コラム「視覚や聴覚等に障害のある人への情報提供のサービス」	88
・コラム「ユニバーサルデザイン」	91
・コラム「障害者自立支援法改正のポイント」	95
・コラム「『受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者』 の地域への移行について」	105

第1部 総論



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法*が施行され、障害者に最も身近な区市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置付けられ、「障害福祉計画」の策定が地方自治体に義務付けられました。これを受けて新宿区は計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定める「第1期新宿区障害福祉計画」を平成 19 年 3 月に策定しました。

また、平成 21 年 3 月には障害者施策を計画的、総合的に推進するため9年間の障害者施策のあり方を定めた「新宿区障害者計画」と一体的に「新宿区障害者計画・第2期障害福祉計画」を策定しています。

一方、国では、障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しの動きがあり、現在障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で検討が進んでいます。

平成23年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月に施行されます。

さらに、平成 23 年 7 月には障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、差別の禁止や共生教育の配慮等の新たな視点が盛り込まれることになりました。

また、障害者自立支援法に代わる新たなサービス提供体制について定める法律の制定に向けた動きも進んでいます。

平成 22 年 12 月にはこれに先んじて障害者等の地域生活支援のため、関係法律の整備が行われました。その中で障害者自立支援法が改正され、平成 23 年 10 月には同行援護やグループホーム*・ケアホーム*の利用の際の助成が始まりました。また、平成 24 年 4 月には利用者負担について応能負担を原則とすることを明確にし、相談支援の充実等が本格的に施行されることになっています。さらに、児童福祉法が改正され、障害児支援の強化が図られます。

こうした動きの中で、改正後の障害者基本法の理念に則った障害者計画の見直しを行うとともに、平成 24 年度から 26 年度までの障害福祉サービス等の提供のために必要な見込量算定と、その確保のための方策を定めることを目的として第3期障害福祉計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 「新宿区障害者計画」

障害者基本法第 11 条第3項に基づく区の障害者計画で、区の「基本構想、総合計画及び第二次実行計画」との整合性を保ち、区の障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

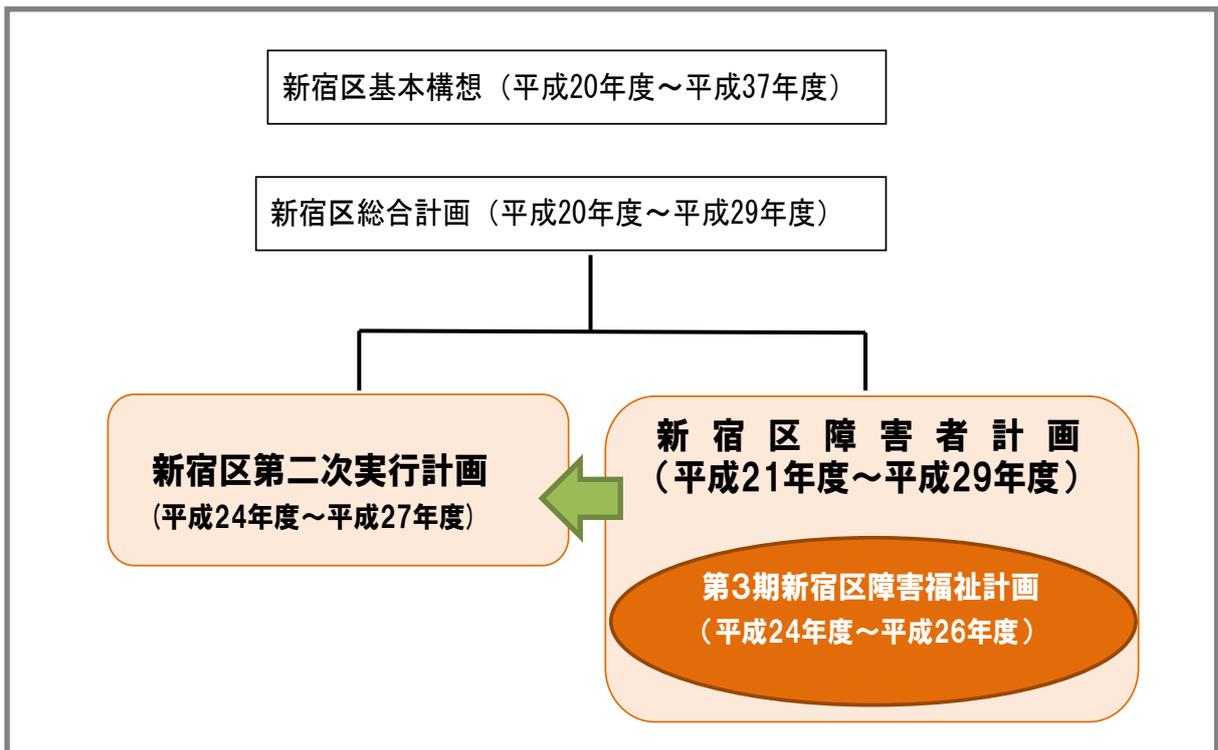
(2) 「第3期新宿区障害福祉計画」

障害者自立支援法第88条第1項に基づく区の障害福祉計画で、平成24年度以降3年間の計画期間中における障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み及びその確保策を定める計画です。

本計画は、新宿区障害者計画と新宿区障害福祉計画を一体的に調和のとれた計画として策定しました。障害者自立支援法に基づくサービスの提供体制確保の方策等は、第3部にまとめています。また、特に財政面での確保が必要な事業等については、財源の裏づけをもって計画的に実施する新宿区第二次実行計画の計画事業として位置づけています。

本文中、新宿区障害者計画の個別施策の各項目及び新宿区障害福祉計画のサービスの各項目では、それぞれの計画の対象となる項目を紹介しています。また、基本施策ごとの主な事業を巻末の資料で紹介しています。

計画の位置づけ



新宿区基本構想

新しい時代の新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び区政運営の基本姿勢を明らかにするもので、地方自治法第2条に基づき定める、まちづくりの基本指針です。

新宿区総合計画

「基本構想」を受けて策定された区の最上位計画であり、区の各分野の個別計画を総合的に調整する指針です。

新宿区第二次実行計画

「基本構想」に定めた、めざすまちの姿の実現を目指し、総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくために策定し、区政運営の具体的指針となるものです。平成24年度から平成27年度までに、区が計画的・優先的に推進していく事業を中心にまとめたものです。

3 計画の期間

(1) 「新宿区障害者計画」

平成21年度から平成29年度までの9年間の計画として策定されています。障害福祉計画の期間にあわせて、必要に応じて見直しを行います。

(2) 「第3期新宿区障害福祉計画」

平成24年度から平成26年度までの3年間の計画とします。計画の進捗状況等を見極め、障害者自立支援法に基づき3年ごとに計画を策定します。

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
新宿区障害者計画									
新宿区障害福祉計画									

※ 障害者自立支援法に代わる法律が第3期障害福祉計画期間中に施行される予定になっており、計画期間中に障害福祉計画を見直す場合があります。

4 計画の推進体制

区は、本計画に定める施策の進捗状況の把握及び効果等を、庁内の関係部署において定期的に行うとともに、「新宿区障害者施策推進協議会」をはじめ、障害者や障害者団体、事業者、関係機関等と協議・意見交換を行いながら、本計画を着実に推進します。

また、「新宿区障害福祉計画」の策定及び「新宿区障害者計画」の必要な見直しについては、「新宿区障害者施策推進協議会」において協議し、策定・見直しを行っていきます。

さらに、「新宿区障害者地域自立支援協議会」からの意見や報告とともに、障害者団体、事業者、関係機関等と協議・意見交換し、計画の策定・見直しに反映させていきます。

障害者基本法改正のポイント

平成 23 年 7 月、障害者基本法が改正され、障がい者制度改革推進会議における議論に基づいた新たな視点が盛り込まれました。本計画でも、新たな法の理念に対応しながら施策の推進を図っていきます。

① 障害者の定義に社会モデルの考え方を追加（第二条）

障害者が受ける日常生活や社会生活の制限が、障害だけによるものではなく、社会的障壁によるものでもあることが明記されました。

② 地域社会における共生についての考え方を追加（第三条）

障害者が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加すること、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、言語その他の意思疎通、情報の取得または利用のための手段に選択の機会が確保されることが明記されました。

③ 差別の禁止、合理的配慮の必要性（第四条）**新設**

社会的障壁の除去は、実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことが明記されました。

④ 共生教育（第十六条）

可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮すべきことが明記されました。

⑤ 療育（第十七条）**新設**

障害者である子どもが療育等の支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないことが明記されました。

⑥ 選挙における配慮（第二十八条）**新設**

選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設または設備に必要な施策を講じなければならないことが明記されました。

⑦ 司法手続における配慮等（第二十九条）**新設**

障害者が刑事事件もしくは少年の保護事件に関する手続の対象となった場合や、民事事件等の当事者等になった場合には、その権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮すべきことが明記されました。

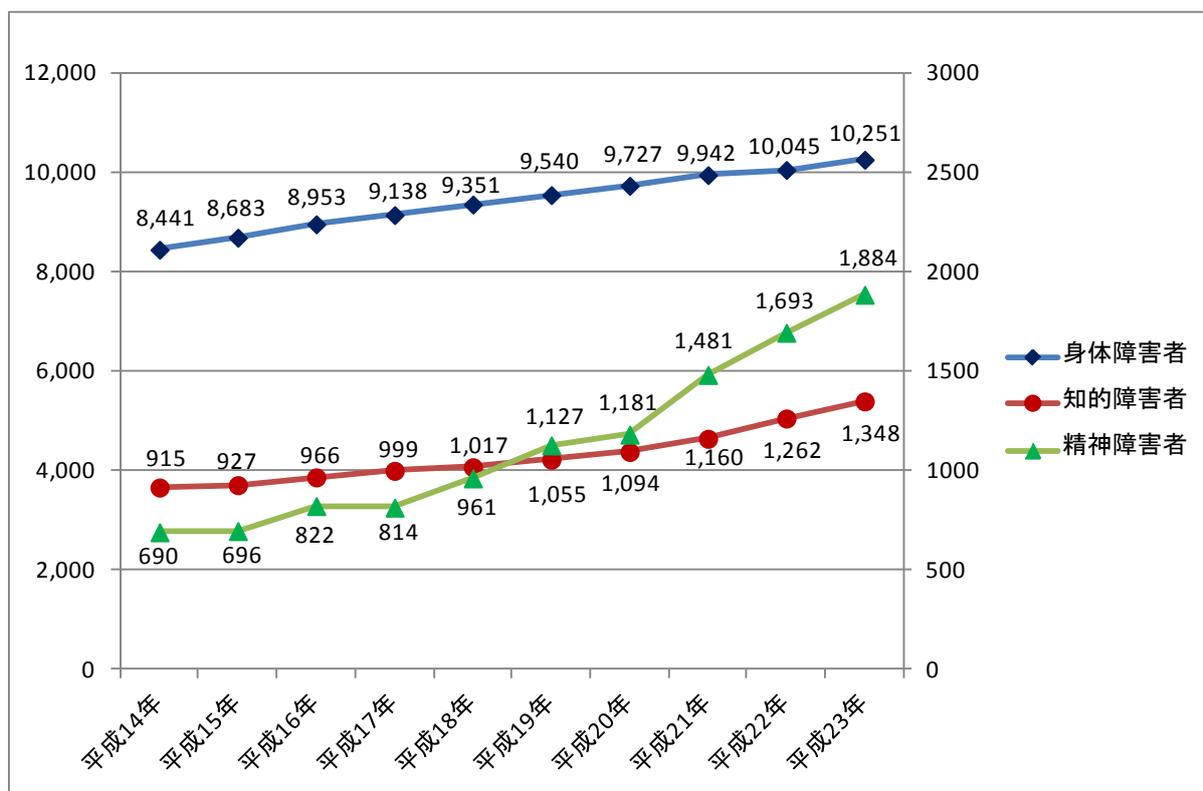
第2章 新宿区の障害者の現状

1 新宿区の障害者数

(1) 障害者手帳所持者数の推移

平成23年の身体障害者手帳所持者は10,251人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,884人、愛の手帳所持者（知的障害者）は1,348人となっています。障害者手帳の所持者数は、各手帳とも増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳で伸びが大きくなっています。

図1 障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)



※ 「身体障害者手帳」は左側縦軸数値、「愛の手帳（知的障害者）」及び「精神障害者保健福祉手帳」は右側縦軸数値

※ 「身体障害者手帳」及び「愛の手帳（知的障害者）」は各年4月1日現在、「精神障害者保健福祉手帳」は各年3月末日現在

表1 障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
身体障害者	8,441	8,683	8,953	9,138	9,351
知的障害者	915	927	966	999	1,017
精神障害者	690	696	822	814	961
人口	292,666	296,444	300,217	302,479	305,996

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者	9,540	9,727	9,942	10,045	10,251
知的障害者	1,055	1,094	1,160	1,262	1,348
精神障害者	1,127	1,181	1,481	1,693	1,884
人口	308,292	312,054	315,952	317,742	319,193

※ 「人口」は、新宿区の住民基本台帳及び外国人登録人口の合計

※ 「身体障害者」及び「知的障害者」は各年4月1日現在、「精神障害者」は各年3月末日現在

(2) 身体障害者（身体障害者手帳所持者数）

平成23年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は、10,251人で、区人口に占める割合は約3.2%となっています。障害程度の構成比では、1級が3,580人と最も多く、重度者（1級・2級）が半数以上を占めています。障害種類別では、肢体不自由が5,009人と最も多くなっていますが、内部障害の伸びが大きく、平成18年から23年の間に約1.2倍に増加しています。

表2-1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）（単位：人）

障害等級別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
1級	3,121	3,187	3,232	3,333	3,307	3,580
2級	1,746	1,729	1,754	1,779	1,803	1,859
3級	1,695	1,723	1,766	1,821	1,824	1,848
4級	1,829	1,928	1,996	2,028	2,106	2,052
5級	543	540	547	529	535	463
6級	417	433	432	452	470	449
身体障害者手帳所持者数	9,351	9,540	9,727	9,942	10,045	10,251

図2-1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）（単位：人）

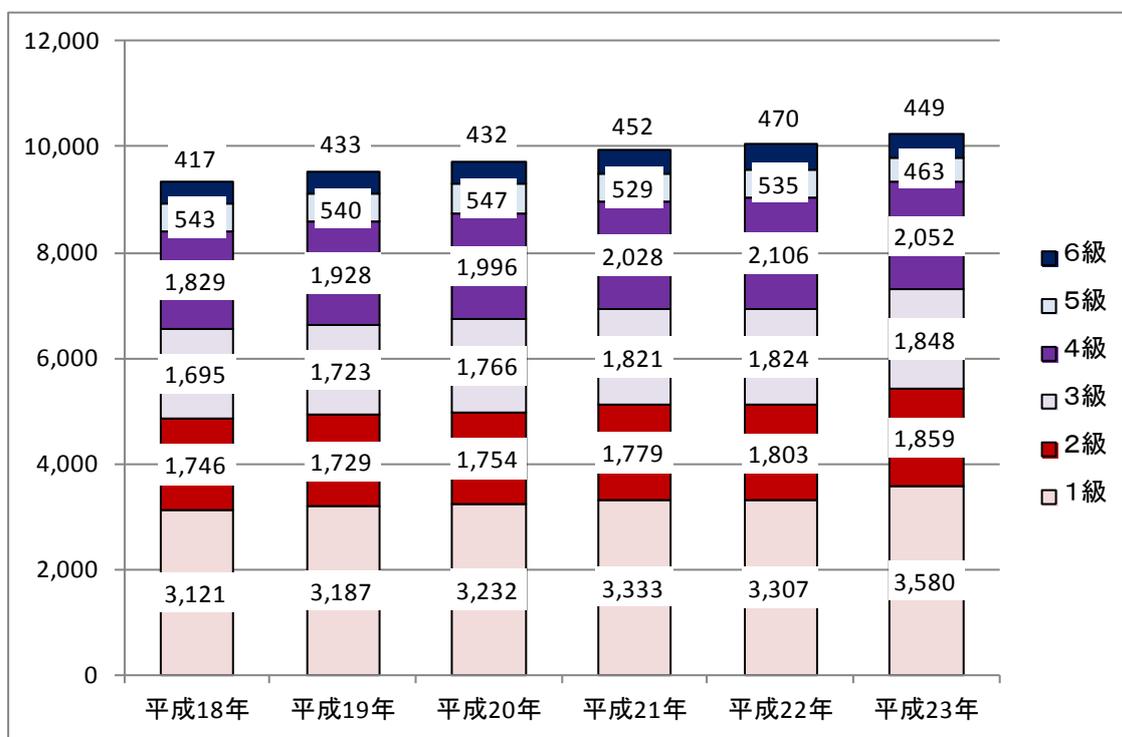


表 2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

（単位：人）

年齢別	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
18 歳未満	137	130	130	132	141	157
18～64 歳	3,382	3,371	3,392	3,402	3,636	3,533
65 歳以上	5,832	6,039	6,205	6,408	6,268	6,561

図 2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

（単位：人）

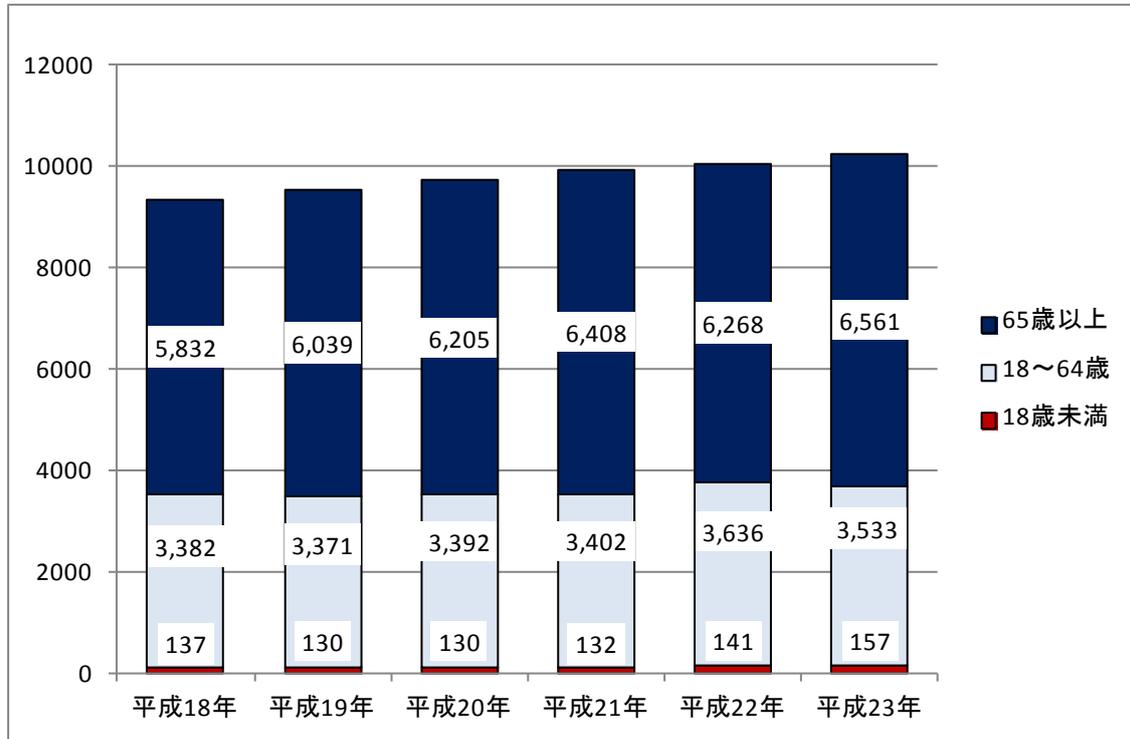
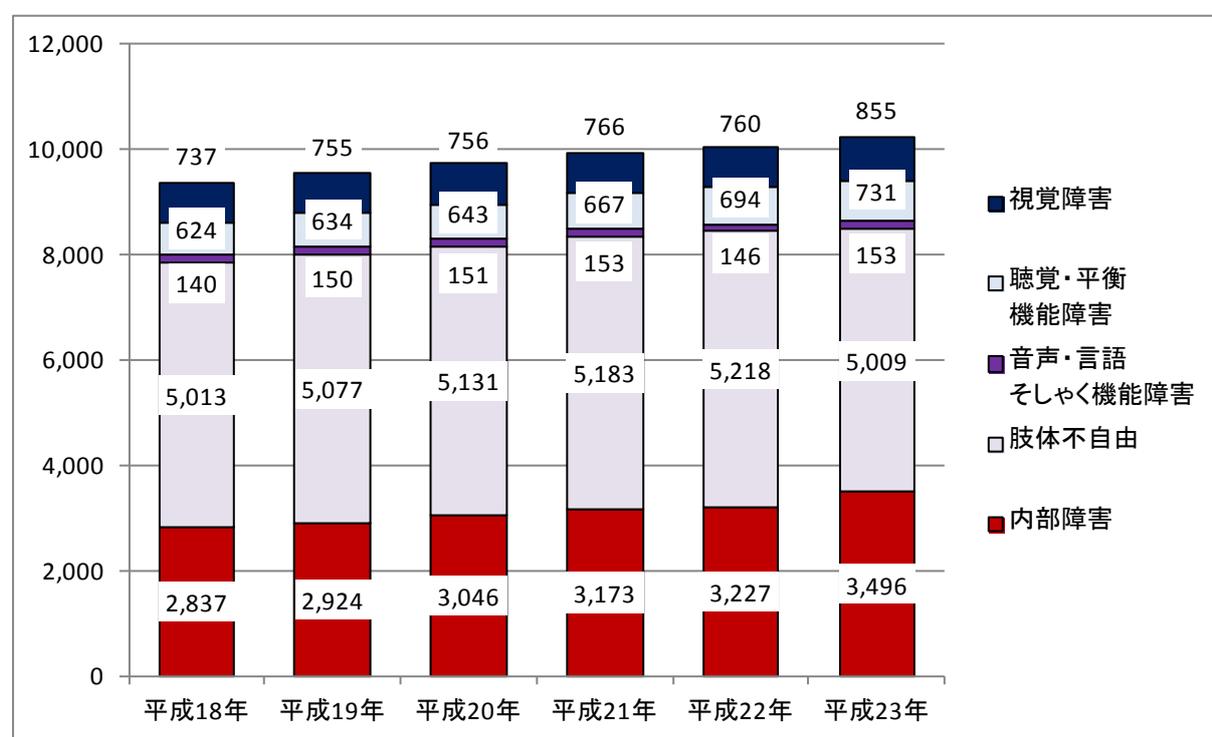


表2-3 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）（単位：人）

障害種類別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
視覚障害	737	755	756	766	760	855
聴覚・平衡機能障害	624	634	643	667	694	731
音声・言語そしゃく機能障害	140	150	151	153	146	153
肢体不自由	5,013	5,077	5,131	5,183	5,218	5,009
内部障害	2,837	2,924	3,046	3,173	3,227	3,496

※ 各年4月1日現在

図2-3 身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）（単位：人）



(3) 知的障害者（愛の手帳所持者数）

平成 23 年 4 月 1 日現在の愛の手帳所持者数は、1,348 人で、区人口に占める割合は 0.4%となっています。障害程度の構成比では 4 度（軽度）が 608 人と最も多く、平成 18 年から 23 年の間に約 1.7 倍に増加しています。

表 3-1 愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（障害程度別）（単位：人）

障害度数別	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
知的障害者数 （愛の手帳 所持者数）	1,017	1,055	1,094	1,160	1,262	1,348
1 度	40	41	44	45	62	63
2 度	287	291	292	292	307	316
3 度	328	333	333	340	345	361
4 度	362	390	425	483	548	608

表 3-2 愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（年齢別）（単位：人）

年齢別	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
18 歳未満	213	222	231	267	269	285
18 歳以上	804	833	863	893	993	1,063

図3-1 愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（障害程度別）（単位：人）

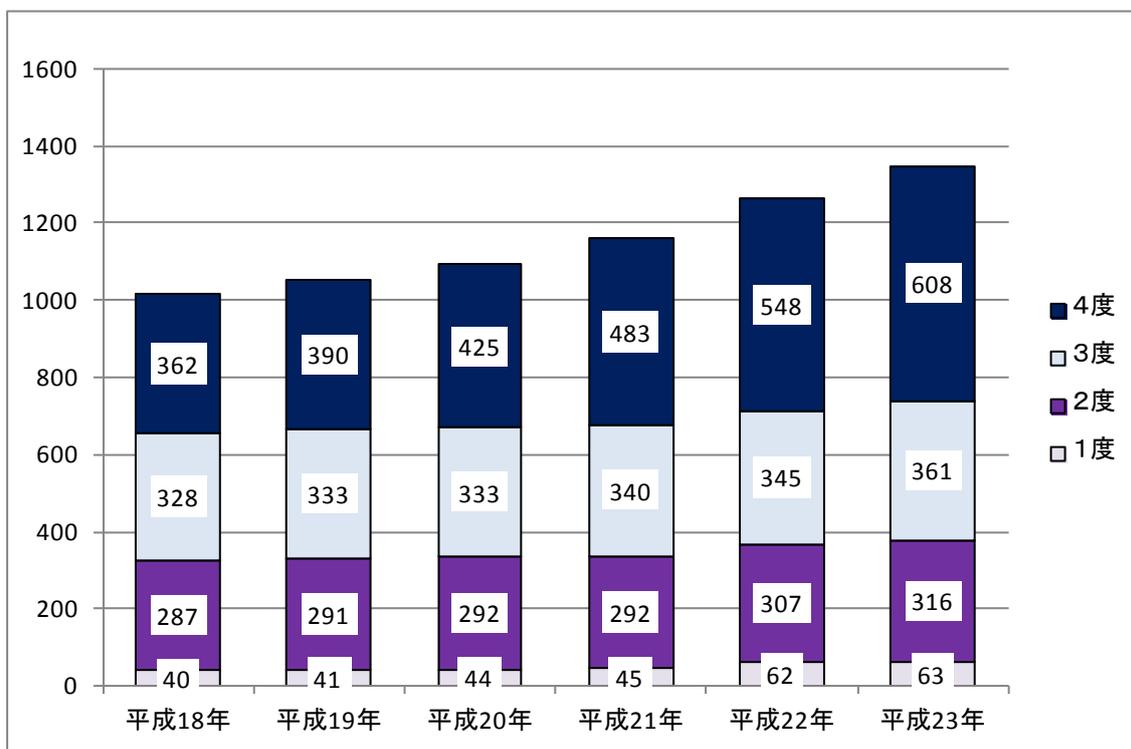
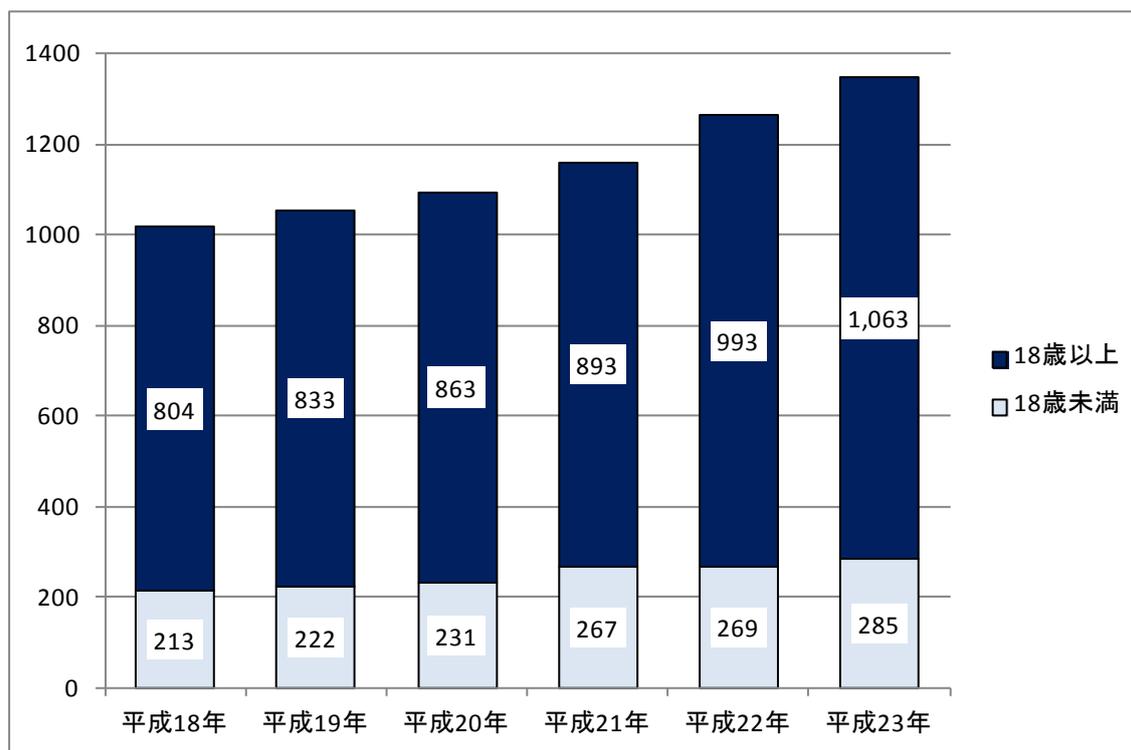


図3-2 愛の手帳所持者数（知的障害者）の推移（年齢別）（単位：人）



(4) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者数及び 自立支援医療（精神通院医療）受給者数）

平成23年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は1,884人で、区人口に占める割合は0.6%となっています。平成18年から23年の間に約2倍に増加しています。

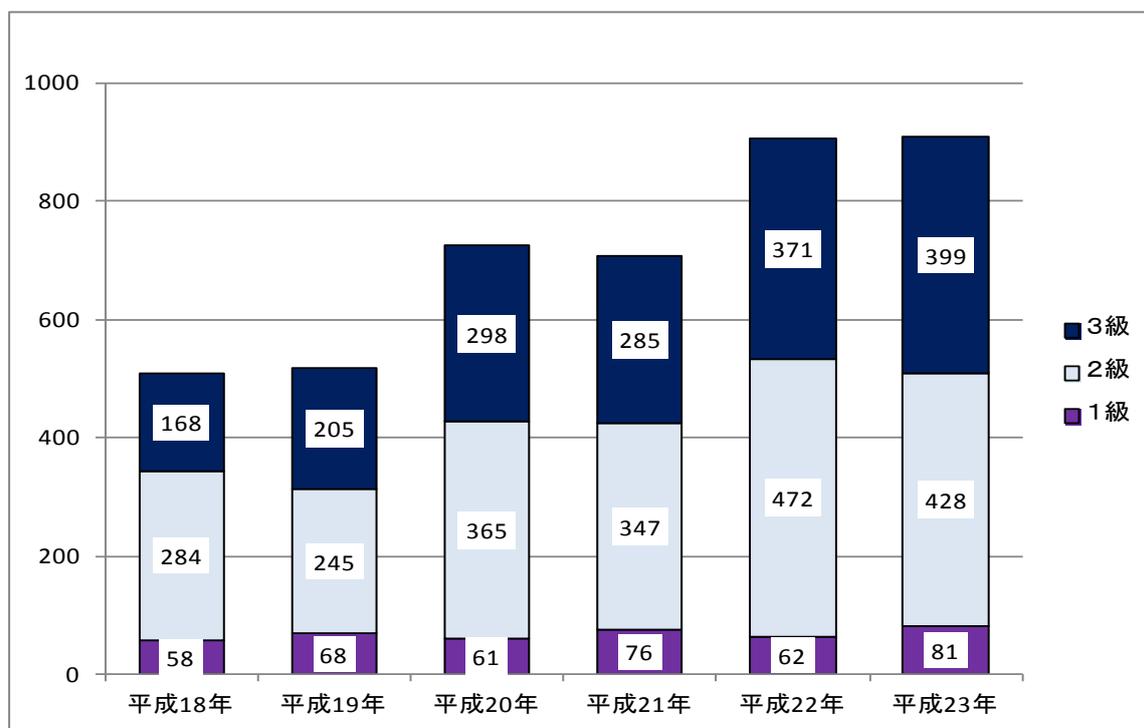
等級別に見ると、中及び軽度（2・3級）が大きく増加しています。

表4-1 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別、交付済有効手帳数）
（単位：人）

障害等級別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
交付済有効手帳数（人）	961	1,127	1,181	1,481	1,693	1,884
1級	58	68	61	76	62	81
2級	284	245	365	347	472	428
3級	168	205	298	285	371	399
交付数（件）	510	518	724	708	905	908

※ 精神障害者保健福祉手帳制度は、平成7年度に創設され、精神障害があるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方を対象として、自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。1・2・3級の3区分があり、2年毎に精神障害の状態の認定を受けます。

図4-1 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別、交付済有効手帳数）
（単位：人）

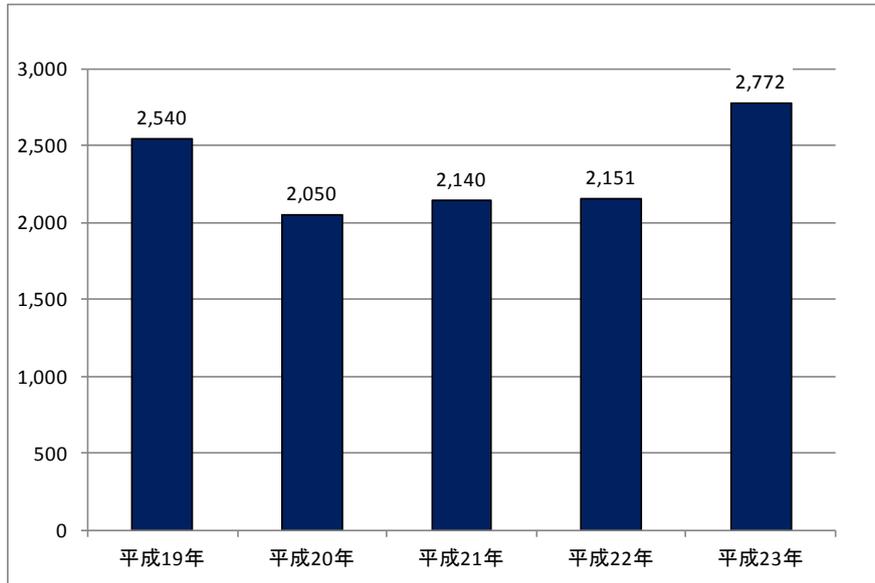


平成23年3月31日現在の自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、2,772人となっており、前年比で約1.3倍に増加しています。

表4-2 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（単位：人）

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
受給者数	2,540	2,050	2,140	2,151	2,772

図4-2 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（単位：人）



※ 平成18年3月までは、精神保健福祉法による精神科通院医療費公費負担制度の承認期間は2年間でした。平成18年4月の障害者自立支援法施行による自立支援医療への移行に伴い、支給認定期間が1年間になり、平成18年度の申請者が増加したため、平成19年3月の受給者数が一時的に増加しています。

コラム

精神障害者の範囲とは

精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害者、精神病質その他の精神疾患を有する者です。（発達障害者支援法における発達障害者を含む）

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）は、精神保健福祉法に規定される一定の精神障害の状態にあることを証するものです。手帳は、本人が交付申請を行い都道府県知事から交付されます。

障害者自立支援法における精神障害者とは、精神保健福祉法に規定される精神障害者（発達障害者支援法に規定する発達障害者を含む）のうち、知的障害者を除くとされています。

障害者自立支援法に規定される精神障害者の方は、さまざまな福祉サービスや通院の医療費を助成する自立支援医療（精神）の対象者となります。

精神障害者であっても、本人が申請されないため手帳を所持していない方や、自立支援医療の制度を利用していない方もいます。

2 障害者調査の結果概要

(1) 調査の概要

① 新宿区障害者生活実態調査

(在宅の方、施設に入所している方、18歳未満と保護者の方、サービス事業者を対象とした調査)

期 間	平成 23 年 10 月 15 日から 31 日まで																							
対 象 者	新宿区内在住で、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、手帳をお持ちではなく障害福祉サービス等を利用している方及び自立支援医療の給付を受けている方を対象としました。サービス事業者を対象とした調査は、新宿区内にある障害福祉サービス等を提供している事業者を対象としました。																							
配付及び回収	<p>配布数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の方を対象とした調査 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">身体障害</td> <td style="text-align: right;">3,041 人</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">知的障害</td> <td style="text-align: right;">1,531 人</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">精神障害</td> <td style="text-align: right;">489 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,021 人</td> </tr> </table> ・ 施設に入所している方を対象とした調査 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">154 人</td> </tr> </table> ・ 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">340 人</td> </tr> </table> ・ サービス事業者を対象とした調査 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">98</td> </tr> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>有効回収数（有効回収率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅の方を対象とした調査 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">身体障害</td> <td style="text-align: right;">1,608 人 (52.9%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">知的障害</td> <td style="text-align: right;">984 人 (64.3%)</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">精神障害</td> <td style="text-align: right;">233 人 (47.6%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">391 人 (38.3%)</td> </tr> </table> ・ 施設に入所している方を対象とした調査 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">110 人 (71.4%)</td> </tr> </table> ・ 18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">204 人 (60.0%)</td> </tr> </table> ・ サービス事業者を対象とした調査 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="text-align: right;">73 (74.5%)</td> </tr> </table> 		身体障害	3,041 人	知的障害	1,531 人	精神障害	489 人		1,021 人	154 人	340 人	98	身体障害	1,608 人 (52.9%)	知的障害	984 人 (64.3%)	精神障害	233 人 (47.6%)		391 人 (38.3%)	110 人 (71.4%)	204 人 (60.0%)	73 (74.5%)
身体障害	3,041 人																							
知的障害	1,531 人																							
精神障害	489 人																							
	1,021 人																							
154 人																								
340 人																								
98																								
身体障害	1,608 人 (52.9%)																							
知的障害	984 人 (64.3%)																							
精神障害	233 人 (47.6%)																							
	391 人 (38.3%)																							
110 人 (71.4%)																								
204 人 (60.0%)																								
73 (74.5%)																								

② 区民の生活ニーズに関する調査

(発達障害*のある人・高次脳機能障害*のある人を対象とした調査)

期 間	平成 23 年 10 月 15 日から 31 日まで	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害のある人を対象とした調査 発達障害のある人をサポートする団体の事業に参加している方及び子ども総合センター発達支援コーナーを利用している子どものご家族、介助者等。 ・ 高次脳機能障害のある人を対象とした調査 高次脳機能障害のある人をサポートする団体の事業に参加している方及びそのご家族、介助者等。 	
配付及び回収	配布数	
	・ 発達障害のある人を対象とした調査	290 人
	・ 高次脳機能障害のある人を対象とした調査	60 人
	有効回収数（有効回収率）	
	・ 発達障害のある人を対象とした調査	64 人（22.1%）
	・ 高次脳機能障害のある人を対象とした調査	53 人（88.0%）

(2) 調査結果のまとめ

「新宿区障害者生活実態調査」及び「区民の生活ニーズに関する調査から得られた結果の中から、次の8つの分野に分け、施策の方向に関わる課題について抽出し、整理を行いました。

1. サービス提供	調査結果引用
<p>◇ 家族等、主な介助者が高齢化しています。家族等の介助する方への支援が重要です。</p> <p>主な介助者の多くは「母」及び「配偶者」です。介助者が介助できない場合は、「どうしたら良いかわからない」という回答が最も多く、次いで「一緒に住んでいる家族に頼む」、「施設に入所する」と続いています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問 12 問 13</p>

1. サービス提供	調査結果引用																				
<p>◇ 気軽に安心して相談でき、障害の状況に応じて必要な支援につながるような相談体制の充実が重要です。</p> <p>気軽に相談するために必要なこととして、「どんな相談でも対応できる総合窓口」が35.8%と最も多く、「電話やFAXでの相談」が23.3%、「プライバシーの遵守」が23.1%、「相談窓口に関する情報提供」が21.0%と多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問 16</p>																				
<p>◇ 多く利用されているサービスが、より一層使いやすくなるようサービスの充実が求められています。</p> <p>地域生活支援事業の利用では、身体障害者では「日常生活用具給付貸与事業」が、知的障害者では「移動支援事業」が、精神障害者では「地域活動支援センター*」が、それぞれ最も多くなっています。</p> <p>日常生活のサービスでは、身体障害者と知的障害者では「タクシー利用券」が最も多く、精神障害者では「新宿区勤労者・仕事支援センターへの通所」が最も多くなっています。</p> <p>サービス利用に関して困っていることとして「サービスに関する情報が少ない」、「区役所での手続きが大変」が多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問 29-4① 問 29-5① 問 30</p>																				
<p>◇ 子どもの放課後や長期休業中の過ごし方について、活動の場や活動の機会の提供等の支援を充実していくことが求められています。</p> <p>放課後や長期休業中の過ごし方の希望として、「地域の同世代の子どもと遊ばせたい」と「タイムケア事業を利用したい」が最も多くなっています。次いで「習い事や塾に行きたい」、「デイサービスを利用したい」と「ショートステイを利用したい」となっています。</p> <p style="text-align: center;">〈放課後や長期休業中等の過ごし方の希望〉</p> <div data-bbox="711 1384 1169 1859" data-label="Figure"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>希望の過ごし方</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域の同世代の子どもと遊ばせたい</td> <td>31.4</td> </tr> <tr> <td>タイムケア事業を利用したい</td> <td>31.4</td> </tr> <tr> <td>習い事や塾に行きたい</td> <td>28.4</td> </tr> <tr> <td>デイサービスを利用したい</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>ショートステイを利用したい</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>学童クラブを利用したい</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>特にない</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>8.8</td> </tr> </tbody> </table> </div>	希望の過ごし方	割合 (%)	地域の同世代の子どもと遊ばせたい	31.4	タイムケア事業を利用したい	31.4	習い事や塾に行きたい	28.4	デイサービスを利用したい	24.0	ショートステイを利用したい	24.0	学童クラブを利用したい	14.2	特にない	14.2	その他	6.4	無回答	8.8	<p>生活実態調査 18歳未満の方 問 24</p>
希望の過ごし方	割合 (%)																				
地域の同世代の子どもと遊ばせたい	31.4																				
タイムケア事業を利用したい	31.4																				
習い事や塾に行きたい	28.4																				
デイサービスを利用したい	24.0																				
ショートステイを利用したい	24.0																				
学童クラブを利用したい	14.2																				
特にない	14.2																				
その他	6.4																				
無回答	8.8																				

1. サービス提供	調査結果引用
<p>◇ 子どもが、学校にいる時間以外は、家族以外の子どもたちと交流する機会が増えるような環境づくりが求められています。</p> <p>子どもが、休日や余裕のあるときの過ごし方として、「家でくつろぐ」「近所の散歩」という回答が多いのに対し、放課後や長期休業中の過ごし方の希望としては、身体障害では「地域の同世代の子どもと遊ばせたい」が最も多く、知的障害では「タイムケア事業を利用したい」という回答が多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 18歳未満 の方 問24 問27</p>

2. 地域生活	調査結果引用																												
<p>◇ 施設から地域生活に移行するために家族の受け入れ体制等が課題となっています。</p> <p>今後の生活の暮らし方として「現在の施設で生活したい」が40.9%と最も多く、次いで「施設を退所して、家族と生活したい」が20.0%、「施設を退所して、グループホームなどで生活したい」が9.1%となっています。施設での生活を続けたい理由としては「家族の受け入れ体制が整っていない」、「健康面などで不安がある」、「入所者や施設職員との関係が良好なため」、「環境や日中活動の内容等に満足している」が多くなっています。</p> <p style="text-align: center;">＜施設での生活を続けたい理由＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>施設での生活を続けたい理由</caption> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族の受け入れ体制が整っていない</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>健康面などで不安がある</td> <td>31.1</td> </tr> <tr> <td>入所者や施設職員との関係が良好なため</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>環境や日中活動の内容等に満足している</td> <td>26.7</td> </tr> <tr> <td>経済的に難しい</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>在宅サービスが充実していない</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>自宅の構造が障害に対応していない</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>すぐに入所できるグループホームなどがない</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>地域で友人関係が持てるか不安がある</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>今の施設で技術や能力を身につけたい</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>特に理由はない</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table>	理由	割合 (%)	家族の受け入れ体制が整っていない	42.2	健康面などで不安がある	31.1	入所者や施設職員との関係が良好なため	26.7	環境や日中活動の内容等に満足している	26.7	経済的に難しい	11.1	在宅サービスが充実していない	8.9	自宅の構造が障害に対応していない	8.9	すぐに入所できるグループホームなどがない	6.7	地域で友人関係が持てるか不安がある	6.7	今の施設で技術や能力を身につけたい	4.4	特に理由はない	20.0	その他	4.4	無回答	0.0	<p>生活実態調査 施設に入所している方 問22 問25</p>
理由	割合 (%)																												
家族の受け入れ体制が整っていない	42.2																												
健康面などで不安がある	31.1																												
入所者や施設職員との関係が良好なため	26.7																												
環境や日中活動の内容等に満足している	26.7																												
経済的に難しい	11.1																												
在宅サービスが充実していない	8.9																												
自宅の構造が障害に対応していない	8.9																												
すぐに入所できるグループホームなどがない	6.7																												
地域で友人関係が持てるか不安がある	6.7																												
今の施設で技術や能力を身につけたい	4.4																												
特に理由はない	20.0																												
その他	4.4																												
無回答	0.0																												

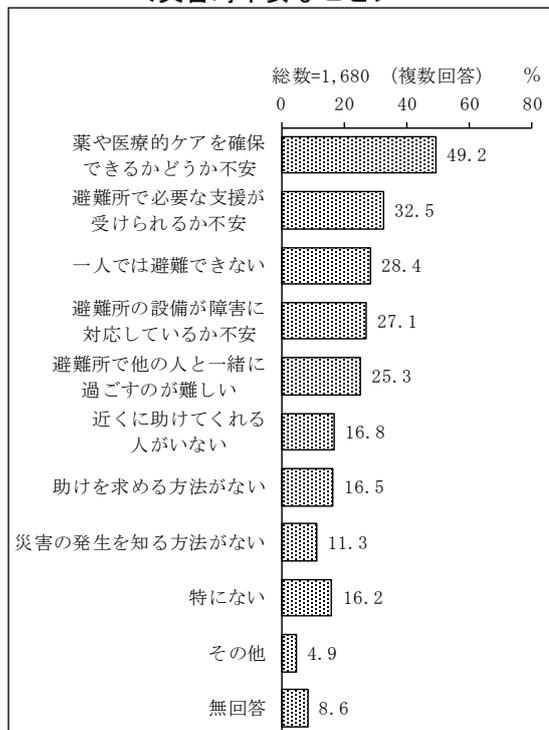
2. 地域生活

調査結果引用

- ◇ 災害に対する備えとしては、障害の状況に応じた配慮と地域社会との良好な関係や支援が重要です。

災害時不安なこととして「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が最も多く、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」、「一人では避難できない」、「避難所の設備が障害に対応しているか不安」が多くなっています。

＜災害時不安なこと＞



生活実態調査
在宅の方
問 36

- ◇ 地域で生活する障害のある人及びその介助者への支援の充実を図ることが重要です。

今後の生活の希望として、「地域で独立して生活する」が28.8%と最も多く、次いで「親や親族のもとで生活する」が19.7%となっています。

生活実態調査
在宅の方
問 39

- ◇ 障害者施設を退所して地域で安心して生活するための支援が必要です。

障害者が地域で安心して暮らしていくために重要だと思う施策で多くあげられるのは、「障害に対する理解の促進」が50.0%と最も多く、次いで「医療機関の充実」が41.8%、「日中活動系サービスの充実」が36.4%、「経済的支援の充実」が35.5%となっています。

生活実態調査
施設に入所
している方
問 27

3. 予防と早期対応等	調査結果引用
<p>◇ 障害特性に応じた予防と早期対応の充実を進めるとともに、区民や保護者等への障害や発達に関する理解を促進することが重要です。</p> <p>障害に最初に気づいた時期として、身体障害者では「0～5歳」が14.4%と最も多く、「50～59歳」が12.6%となっています。知的障害者では、「0～5歳」が56.8%、精神障害者では、「18～29歳」が36.9%、「30～39歳」が23.7%という回答となっています。</p> <p>18歳未満の方の調査では、障害がわかったきっかけとして、身体障害では、「生まれてまもなく知らされた」が48.9%なのに対し、知的障害では「家族や周りの人が気づいた」が32.8%と最も多くなっています。</p>	生活実態調査 在宅の方 問7 18歳未満 の方 問9
<p>◇ 障害等のある子どもに対する療育・教育等の支援や、進学相談・就労支援の充実とともに、保護者への支援の充実も求められています。</p> <p>主な介助者としては、「母親」が半数以上です。介助者が困っていることとしては「精神的な負担が大きい」、「何かあった時に介助を頼める人がいない」、「長期の外出ができない」、「休養やくつろぐ時間がない」が多くなっています。</p> <p>また、日常生活で困っていることとしては、76.5%の人が「将来に不安を感じている」と回答しています。</p>	生活実態調査 18歳未満 の方 問13 問14 問15

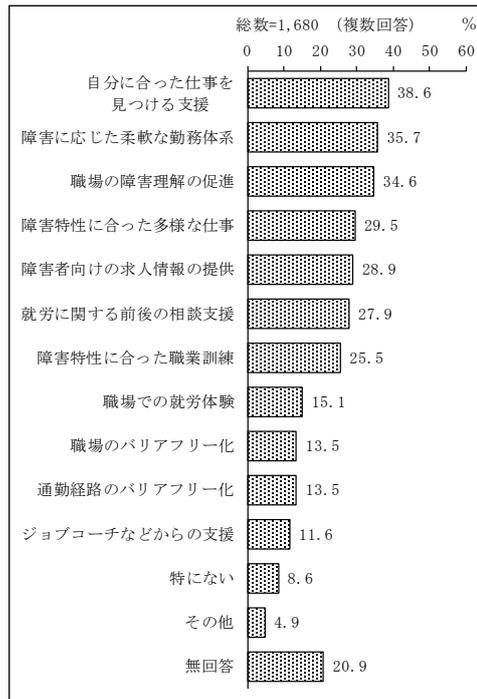
4. 就労について

調査結果引用

◇ 就労に向けた支援として、職場開拓や職場定着等の就労面での支援とともに、就労に伴う生活面での相談・支援等、重層的な支援を行うことが重要です。

一般就労をするために必要なこととしては、「自分に合った仕事を見つける支援」、「障害に応じた柔軟な勤務体系」、「職場の障害理解の促進」、「障害特性に合った多様な仕事」が多くなっています。

＜一般就労するために必要なこと＞



生活実態調査
在宅の方
問 21

5. 社会活動に関して

調査結果引用

◇ 日中活動や社会参加が活発になるような支援の充実が必要です。

日中の過ごし方としては「特になにもしていない」が22.4%と最も多く、次いで「自宅で家事をしている」が15.1%、「正職員として働いている」が13.0%、「パート・アルバイトなどで働いている」が10.7%となっています。

何もしていない理由としては、「障害の程度や症状のため」が48.5%と最も多く、次いで「高齢のため」が36.6%、「働く自信がないため」が20.4%、「自分に合った仕事がないため」が14.9%となっています。

生活実態調査
在宅の方
問 18
問 20

6. こころのバリアフリー*	調査結果引用
<p>◇ 引き続き障害理解のための普及啓発を促進していくことが重要です。</p> <p>こころのバリアフリー普及啓発の促進方法については、「障害者の一般就労の促進」が39.7%と最も多く、次いで「学校や生涯学習での障害に関する教育や情報提供」が25.5%、「障害や障害者の生活を伝えるパンフレットの発行」が24.6%、「地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」が21.4%となっています。</p> <p>18歳未満の方の調査では、「地域や学校等で交流の機会を増やすこと」、「地域や学校等でともに学び、ともに暮らすこと」が多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問 28</p> <p>18歳未満 の方 問 33</p>
7. 福祉情報の入手先（情報のバリアフリー）	調査結果引用
<p>◇ 施策等の周知を充実させるとともに、さまざまな情報提供の充実と、そのための工夫が重要です。</p> <p>「区の広報紙」が40.3%と最も多く、次いで「医療機関」が19.9%、「区の障害者福祉課」が16.7%、「新聞・書籍」が16.0%となっています。知的障害では「障害者の会や家族の会」、「区の障害者福祉課」がやや多くなっています。</p> <p>18歳未満の方の調査では、「医療機関」が38.7%と最も多く、次いで「障害者の会や家族の会」が36.3%、「インターネット」と「学校の教職員」がそれぞれ32.4%、「区の広報紙」が31.4%となっています。知的障害では「障害者の会や家族の会」が41.8%と最も多く、「学校の教職員」も41.0%とやや多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問 17</p> <p>18歳未満 の方 問 18</p>
8. まちづくりのバリアフリー	調査結果引用
<p>◇ 障害のある人も安心して外出できることよう、バリアフリーを一層推進することが求められています。</p> <p>外出に関して困っていることとして、「疲れたときの休憩場所」、「歩道の段差や傾斜」、「建物の段差や階段」、「自動車・自転車に危険を感じる」が多くなっています。</p> <p>18歳未満の方の調査では、「外出するのに支援が必要である」、「駅構内の移動や乗り換え」、「トイレの利用」が多くなっています。</p>	<p>生活実態調査 在宅の方 問 24</p> <p>18歳未満 の方 問 29</p>

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現

平成 18 年（2006 年）12 月に第 61 回国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」では、障害者の権利が十分に保障される社会の実現が、普遍的な価値として謳われています。

障害があることを理由に不当な扱いを受けること、社会生活において不利益を被ることがあってはなりません。

区は、障害の有無にかかわらず、それぞれの自己選択・自己決定が尊重され、地域の中で安心して暮らすことができ、区民一人ひとりが大切にされる地域社会を目指します。

バリアフリー社会の実現

ノーマライゼーション*の理念に基づき、障害のある人も障害のない人も地域を構成する一員として共に支えあい、障害のある人が自ら望む活動に積極的に参加できる社会を実現するために、すべての人たちが、障害についての理解を深めることが必要です。

区はあらゆる機会を通じて、社会的・物理的なバリア（障壁）のない安全な地域社会と、こころのバリアがない豊かな地域社会を目指します。

必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現

障害者が、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期に至るまで、地域の中でいきいきと成長し、その人らしく自立した生活を実現するために、ライフステージ*に応じた切れ目のない支援を得られることが必要です。

区は、障害者やその家族の相談に的確に応じることを始め、関係するさまざまな分野にわたる連携を一層強化し、適切な情報や必要なサービスの提供等、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。

コラム

「障害者の権利に関する条約」

〈内容〉

障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定め、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

〈署名〉

我が国は、平成19年9月28日、国連本部において署名しました。本条約は平成20年5月3日に発効されました。

現在、「障害者の権利に関する条約（仮称）」の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者に係る制度の集中的な改革が進められています。

（条約名称及び内容は、平成19年9月28日 日本政府仮訳文による）

2 基本目標

区は、本計画の基本理念を具体化するための方向として、次の3つの基本目標を掲げ、障害者が住み慣れた新宿で安心して生活し続けられるよう、成長と自立を支援します。

基本目標1	安心して地域生活が送れるための支援
<p>区は、障害の内容や程度に応じ、障害者が必要とするさまざまなサービスや社会資源ネットワークを活用することにより、障害者が住み慣れた新宿で安心して生活し続けられるように支援していきます。</p> <p>そのために、相談支援体制を充実させるとともに、通所施設やグループホーム等の基盤整備を進め、多様なサービス事業者との連携強化等を通じ、利用者本位の質の高いサービス提供をしていきます。</p>	

基本目標2	ライフステージに応じた成長と自立への支援
<p>区は、ライフステージに応じて、切れ目のないサービスの提供を行い、障害者の成長と自立を支援していきます。</p> <p>そのために、保健、医療、福祉、教育等の連携を一層強化し、障害の早期発見に努め、療育と教育を充実させ、子どもの成長に応じた支援をしていきます。</p> <p>また、障害者の自立を支援するため、希望や状況に応じた多様な就労ニーズに対応する支援をはじめ、日中活動や余暇の過ごし方等についても、さまざまな社会資源の集積する新宿の強みを活かして、社会参加の機会の充実を図っていきます。</p>	

基本目標3**地域社会におけるバリアフリー*の促進**

区は、障害のある人と障害のない人との交流を進め、理解し合えるところ豊かな地域づくりと、障害を気にせず安心して生活できる安全で快適な社会を目指します。

そのために、障害者理解の促進や広報活動を充実するとともに、区民の参加・協力により、地域の行事や活動への積極的な参加を通じ、こころのバリアフリーを促進していきます。

また、ユニバーサルデザイン*の推進により、公共施設や公共交通機関等のバリアフリーを進め、福祉のまちづくりをより一層促進していきます。



「大奥のお姫様」

柏井一美さん（新宿区立新宿福祉作業所）の作品です。